岡崎商工会議所協賛健康診断助成金給付請求書

≪あおい共済≫

岡崎商工会議所　御中

＜ 申請者 ＞　　提出日：令和　　年　　月　　日

※本請求書に記載された個人情報は、
助成金支払の可否判断を含む給付金
支払手続きにのみ利用します。

※太枠内をご記入、ご押印願います。

住　所	
事業所名	
代表者名	㊞
電話番号	（　　）　　－

事業所番号		支払日	

■以下の加入者の健康診断助成金請求をします。（10名以上記入される場合は必要な枚数の給付請求書をご提出ください。）

加入者No.	加入者氏名	生年月日	受診日(和暦) 年月日	加入月	口数	金額
		S・H　年　月　日	H・R　年　月　日	/	口	円
		S・H　年　月　日	H・R　年　月　日	/	口	円
		S・H　年　月　日	H・R　年　月　日	/	口	円
		S・H　年　月　日	H・R　年　月　日	/	口	円
		S・H　年　月　日	H・R　年　月　日	/	口	円
		S・H　年　月　日	H・R　年　月　日	/	口	円
		S・H　年　月　日	H・R　年　月　日	/	口	円
		S・H　年　月　日	H・R　年　月　日	/	口	円
		S・H　年　月　日	H・R　年　月　日	/	口	円
		S・H　年　月　日	H・R　年　月　日	/	口	円
				支払額		円

アクサ生命担当者	

■健康診断助成金請求に関してのご留意点
・生命共済制度の加入者が、以下２つどちらかの健診を受けられた場合に限ります。
　①岡崎商工会議所協賛健康診断を受診した場合
　②２０２２年４月１日以降、協会けんぽが実施する生活習慣病予防検診を受診した場合
・受診料以内で、加入口数１口につき 1,000 円を助成します。（該当年度内１回の給付）
・請求時には、岡崎市医師会発行の請求明細書の原本、又はそのコピーを添付して下さい。

■健康診断助成金請求の時効について
受診日から３年を経過後の請求は無効となります。

■給付金は、事業所の共済掛金引落口座へお振込いたします。

問合せ先　岡崎商工会議所　中小企業支援部　TEL　53-6164　　2022.4.1

≪ お 知 ら せ ≫

岡崎商工会議所生命共済制度『新・あおい共済』は、アクサ生命保険株式会社を引受保険会社とする『入院給付金付災害割増特約・ガン重点保障型生活習慣病一時金特約付定期保険（団体型）』並びに岡崎商工会議所が独自に実施する『入院手当金・見舞金・祝金・祝品・助成金制度』で構成されています。

つきましては、『新・あおい共済』給付金請求受付の一環として、団体定期保険引受保険会社であるアクサ生命保険株式会社の社員が岡崎商工会議所に対する『入院手当金・見舞金・祝金・祝品・助成金制度』請求の取り次ぎをさせていただきます。

≪定期保険（団体型）引受保険会社≫
アクサ生命保険株式会社　岡崎営業所（TEL/57－2104）